

第1問

1 善良かつ健全な市民生活を守るA市環境保持条例(以下条例と略) 8条3項は、青少年に対して規制図書類を貸与し又は貸与してはならないと定めている)

これは、A市に居住する青少年が規制図書類を自由に見る自由(自由1)を制約するものである。

では、自由1は憲法上保障の対象になっていると言えるか

この点、自由1は、表現の自由が保障する知る自由として保障されると解すべきである。

なぜなら、表現を行う行為には他の表現を知る重要性は大きいし、それがないとすればより良い表現を行うことはできないからである。

そして、条例8条3項で規制されている表現は、わいせつ表現であるが、わいせつ表現であっても上記の理屈はあてはまることから保障の対象となっている。

では、憲法13条後段に規定される公共の福祉に基づき制約して条例8条3項は許容されるか

自由1は、知る自由という表現の自由において必要かつ権利である。

表現の自由は精神的自由権であり、自己統治、自己実現の価値がある。

しかし、知る自由は表現の自由そのものではない。また、わいせつ表現には自己統治の価値はない。

表現の自由が一般に重要だとされている根拠は、政治的表現が恣意的に規制されることで、民主政の過程において是正できなくなるからである。

見 本

(第 1 問)

他方で、条例8条3項は わいせつという 内容に着目している規制であり、表現活動への萎縮効果は大い。

そこで、中間的な審査基準である ① 規制の目的が重要であり ② 規制が充分合理的な手段と ③ 目的と手段に実質的な関連性を有していれば 合憲である。

これを市間について見ると、① 青少年の健全な育成である。これは「個人として尊重される」べき国民として未成熟な者を保護する趣旨であり重要である(13条)

② また、性的思考に未熟な青少年に対して 条例7条に規定されている表現物を規制すること、健全な育成を図ることからである。

さらに、刑法175条で処罰対象でないものも条例で規制の対象となり、漫画やアニメなど系による描写も含んでいる。

しかし、青少年の健全な育成と、刑法175条の目的はそれぞれ異なっていることから

規制対象として広範であることから 不合理であるとは言えない。

また、アニメ等の現実とは異なる性描写は、特に成長途上の青少年に対して規制することが健全な育成につながる。

したがって、8条3項のようなハイパーリスティックな描写も社会的に許容される充分合理的な手段と言える。

③ さらに、①②は 充分合理的な関連性がある。

上の基準と合う!!

よって、条例8条3項は、公共の福祉に基づく制約と許される制約と 言うのが 合憲である。

2. 18歳以上の人は、条例8条3項、2項により、規制図書類を 購入・貸与してはならないという規制により、規制区域及び特定店舗においては 規制図書類を 購入・貸与する自由(自由2)が制約

見 本

(第 1 問)

とされている。

では、自由2は 憲法上の保障を受けるが、受けることには許される制約があるのか問題となる。

自由2も自由1と同様に 憲法21条1項により保障される 知る自由として保障される。

自由2も 表現の自由の中の知る自由であることは、自由1と同じである。

わいせつ表現が表現の自由の中で特に重要な自己統治の価値を有しないことも同様である。

他方、自由2は、表現内容ではなく、自由1を規制する為には規制していることから 学校や 青少年連が普段行くような場所に着目して 規制されている。

すると、規制 8条1項、2項は 内容中立的な規制と言える。

内容中立規制は、権力者による恣意的運用が異しく、それによって表現の規制として 内容規制より 強い制約とは言えない。

ただ、内容中立規制であっても、特定の表現はその場でしか効用がなく、実質的に 内容規制として強い制約が及んでいる場合もある。

規制対象は わいせつ表現であり 上記の様々な事情は特にない。

上記から、中間的な 審査基準である ① 重層的 ② 充分合理的 ③ 実質的開
運性がある 合憲である。

① 青少年の健全な育成の為にという目的は自由1と同様に重要であり ② またその為の手段として 青少年が日常使用する店から 規制図書類を撤去することは、青少年が 物理的に 規制図書類に接触できなくなり、合理的である。

見 本

第 1 問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

そして、2の店舗として 8条1項は、青少年を利用する店であり、学校の周囲 200メートル
という 徒歩で 言える 5分 かかる ない 制限された 範囲の店舗において
規制すること 充分合理的である。

①、②は 立法事実に基づいたものであり、実質的関連性がある。

3 8条1項により 今までは 日用品と並んで 規制図書類を 販売していた者の
規制図書類を 販売する自由（自由3）が 制約される。

自由3は、職業選択の自由のうち、職業遂行である営業の自由として保
障される。（22条1項）

職業選択の自由が 保障されても 営業の自由が 保障されていないのは

意味をなさないのである。理由として、

では、上記制約は 許される制約か 以下違憲審査基準を 検討する。

経済的自由権は 民主政の過程で 是正することができ。また、営業の自由

は 職業選択の自由そのものではない。

そして、制約目的は 青少年の健全な育成が 一般市民の安否に 卑劣な

画像にふれぬ 本業に なるというものであり、これは 司法審査に ないが

消極目的という よりむしろ 立法府の 判断を尊重すべきものと 知る

他方、8条1項～4項は 6月以下の 懲役又は 50万円以下の

罰金という 罰則がある。（条例15条）

これは、事前規制よりは 軽い 事後的な規制ではあるが、軽い

罰則とは言えない。

他方で、9条により 改善命令が 出されることが 予定されており、

段階的に 処分 されること が 予定されていることが 強い制約とは言えない。

上記から、① 規制目的が 正当であり ② 手段が 合理的であり

見 本

③ 目的と手段が合理的関連性を有していれば"合憲と解すべきである。"

① 目的は 青少年の健全な育成と 市民の目 にふやみに 卑わい 画像 がふれたい
ことである

青少年の健全な育成は、前記の通り 目的として重要 であること 74 正当である。
また、市民の目 にふやみに 卑わい 画像 がふれたい こと、自由の質が 目 にふや
ことも 限界が あり、不快な気持ちに なる 生活 することと 石炭 保 存 ということでは
正当である。

② そして、その手段として 青少年が 日常使用する 可能性のある 日用品 見 販売を
売店 においての 規制図書類を 販売を 規制すること、青少年が 物理的に
接触できなく なるし、規制図書類を 見やみに 卑わい 画像 に ぶれさせられ、
脅 威 果 もある。

よって合理的な手段と認め、③ 目的と手段も合理的関連性を有する。

以上から 8条 頃 は 言 合 憲 制 約 である。

4 学校周辺の規制区域において 規制図書類を 扱 った 店舗は
条例 8条 頃 により 3と同様に 営業の自由として 保障 される 権利 である
規制区域内で 規制図書類を 販売する 自由 (自由4) が 制 約 されて
いる。

ここで、違憲 審査 基準 として、自由3と異なり、自由4は 規制図書類
を 扱 った 店舗 にとっては 職業 選 択 そのもの に対する 強 度 の 制 約
であるとも 見 れる。 OK

しかし、規制図書類を 販売すること 職業 が 成 立 している
と 考 えられるからである。

しかし、販売には 一つの商品 が 規制で 販売できなく なるだけ であり

見 本

時間切れ

その職業選択 そのものでなく なるわけではなし

したがって、自由と同様に ①目的が正当 ②手段が合理的 ③合理的関連性
があれば 合憲である。 → 手段は合理性に拘る

①目的は正当である ② 規制図書類の売上げが 20%を超えるのは市内でわずか

10店舗しかない。そうすると、そのような事業者を 8条2項 により 規制したとして

青少年への 影響は ^{小さい} ~~小さい~~ ^{小さい} ~~小さい~~。しかし、10店舗しかないから、その店に青少年
が集中するおそれがあることから ~~その影響は~~ ^{その影響は} 大きい。

したがって、そのような事業者を 8条2項で規制することは ~~合理的~~ ^{合理的} 合理的な
手段である。

①と②は 合理的関連性も有るので、 規制は合憲である。

5 条例 8条4項は、規制図書類とそれ以外の図書類を揃えている書店やレンタルビデオ
店の 営業の自由を侵害しているから、それは許される規制か。

しかし、工事の義務にはそこで営業する者の営業の自由を 多額の投資を必要
とする場合には 相当の規制を課すものと言え。

しかし、上記要件は 事業者の 主観的努力により改善し得るものと言え。

したがって、違憲審査基準は ①目的が正当 ②手段が合理的 ③ ①②の合
理的 なければ 合憲である。 明日の午時!!

これを中間について見ると ①は正当である ②は、青少年の健全な育成には
それを 物理的に 接触させないことが必要であると、区別された場所へ
規制図書が 陳列されれば、それから 心理的障害という 効果が見込め
るし、おやめに 規制図書類を見にくく 若い者にも 効果を見込めるの
で 合理的な手段と言え (②充足)

また ③は合理的関連性がある (③充足)

見 本

よて 合憲である。

6 条例 7条は 規制図書類を定め、15条は、8条の規定、9条の命令に違反
した者に 罰則を設けているが、このような規定は 明確性に欠け 予測可能性
を有しないので、31条に反して違憲ではないか。

予測可能性は 罰則を受ける一般人に対して 与えられるものであることから
通常の判断能力を 一般人を基準に 判断可能なものである。

これを 条例 7条について見ると、7条(1)の1は 性交または…、衣服の全部
…と 記しており、規制図書にあたる 画像等を 具体的に 掲載していること
から 通常の判断能力を有する一般人であれば、どのようなものが 予測可能なこと
がわかる。

したがって、憲法 31条に反しない。

(1) 22条補正
☆ 独自の基準ではなく
判例の基準で!!

以上

(第 1 問)

第 問

第1 条例案(以下、略)7条2号

1 「性的感情」や「卑劣」(条2号)は、明確性の原則に反し、憲法21条1項に反し、文面上無効が検討される。

2 この判断について判例は、通常の判断能力を有する一般人の理解を基準として考える。

3 この点、確かに「殊更に」と修飾語が加わって、通常の判断能力を有する一般人の理解からすると、殊更に性的感情を刺激する画像である卑劣な状態について、ある程度イメージが持て、明確性を有すると思える。

4 しかし、性的感情を抱くかについて、個人個人の感受性、男女であるか否か等で大きく左右されるので、主観的要素が強いていわざるを得ない。

5 したがって7条2号は21条1項に反し違憲無効である。なお7条に具体例を明示する等の効果の可能と考える。

第2 図書館を購入する例について

1 青少年について

2 (1) 青少年は規制図書類を購入する等が禁止されていること(8条3項)、これは青少年の上記行為を制約し、憲法21条1項に反し違憲か。

3 憲法21条1項は表現の自由を保障すること、表現の受領者側からすると、知る自由を保障すると解する。

4 したがって知る自由は憲法21条1項で保障される。なお判例も

5 知る自由の1つである閲覧の自由を表現の自由の派生原理として保障する

第

問

本件では青少年がわいせつ表現を知り自由が問題となっているが、わいせつ表現は、他の表現と比べて、自己実現の価値、自己統治の価値において著るた低価値表現にあたる。仮に、わいせつ表現において自己の人格を高めるといふ自己実現の価値を有するとしても、民主政に資するといふ自己統治の価値はほぼ皆無といわざるを得ない。

規制についてみると8条3項は青少年のわいせつ表現を知り自由を一切禁止している、また規制の対象をわいせつ表現に限定しているから、内容規制にあたる。すなわち規制態様は強度と見える。

しかし、青少年は一般的に精神的に未熟で情報の選別能力が不十分で、わいせつ表現等の害悪から保護する必要がある。

したがって青少年保護のための規制は、パータリステック制約であり、規制態様として強度とはいえない。

(2)以上から低価値表現という通常の表現より重要でない自由がパータリステックな制約に服している場合であるから、合憲性判断は緩やかに行う。具体的には目的の正当で目的と手段との間に合理的関連性があれば合憲となる。

(ア) 青少年の健全な育成(1条)を図るという条例の1つ目の目的は精神的に未熟な青少年が規制図書類により異性を人間としてではなく、性欲の対象としてのみ促えるといふやがたな性価値観を育つことを防止し、青少年を健全に育成することにある。これは、低価値表現を知り自由に優るので、目的は正当である。

(イ) 2つ目の目的は、思惟および性的な内容に接触するうちに利益を確保しようとするものである。

第

問

この目的は、その目的が、目的の正当性が認められるとの反論もありうる。

しかし、例えば、児童虐待事件の被害女性等は、性的な暴力の表現を目にするだけで、被害を思い出し、苦しい苦痛を受けることが予想される、憲法がこれを少数者の人権を保障するためのものであることを鑑みると、この目的は保護に値する。

したがって、目的の正当である。

（ウ）この条3項の目的は青少年の健全な育成を図ることにあるため、この目的との関係で、手段を検討する。

規制図書類が青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすことは実証的な根拠がないため、3項は目的との関係で合理的関連性がないとの反論が考えられる。

しかし、判例も言うように、わいせつな有害図書類が青少年に害悪を及ぼすことは社会共通の認識となっているのであるから、判例により規制図書類の青少年への販売等を禁止することで、青少年の健全な育成が害されるのを防止できると考え、この合理性を有する。

したがって、3項は上記目的との関係で合理的関連性が認められるため、合憲である。

2 18才以上の知る権利について

青少年の知る権利を制約する規制が、成人の知る権利を制約することがあっても、成人が規制図書類を他に入手する方法がある場合には、青少年保護目的の規制に伴う附随的な効果にすぎないと評価し、成人の知る権利が制約されたとしても

を得ないという事である。

本件では、成人は2項の規制区域外において規制図書類を入手可能なため、青少年保護目的との関係で、1項、2項、4項は合憲である。

規制図書類を見たくない者の利益確保の目的との関係でいって表現を知る権利の価値が低価値であることからすると、1項、4項は合理的手段といえ、合理的関連性があり合憲である。

第3 規制図書類を販売する店舗について

(1) 日用品と並んで規制図書類を販売していた店舗は、8条1項により、かつて販売していた規制図書類を販売できなくなる。職業を遂行する営業の自由も憲法22条1項で保障される。規制図書類を成人に販売する自由は営業の自由として保障される。

したがって1項は上記営業の自由を制約する

(2) 学校周辺の規制区域内で規制図書類を扱っていた店舗は8条2項により、区域内での販売等を禁止される。

したがって2項は、このような店舗が規制図書類を販売するという営業の自由を制約する。

(3) 2項の規制区域外で規制図書類とそれ以外の図書類を扱っている書店やレンタルビデオ店については、8条4項により、隣壁等の措置を講じないと、販売できないから、4項は営業の自由を制約する。

(4) なお青少年に規制図書類を販売する自由は営業の自由として保護に値しないから、8条5項は営業の自由に対する制約とならない

第

問

2. 判例は二重の基準論を前提に、規制の目的、権利の内容、性質、制限の程度等を比較衡量する。経済活動を増進させると同等の積極目的を、立法裁量を広く認めるべきものについては、明白の原則が妥当な。他方、目的が単一の目的であって、個人の能力によって、いかなるもしがたい条件を設ける等、制約態様が厳しい場合は、厳格に審査する。

(2) 8条2項は、規制図書類の販売により青少年の健全な育成が害されるという被害を防止する消極的目的によるもので、立法裁量は広く、商品の販売は客が来店しやすい場所を選択することから非常に重要であり、2項はそれを奪うものである。加えて、2項の距離制限は営業者の個人の能力によって、いかなるもしがたい条件を設けるものであるから、規制態様は強度である。
※14317
レイアウトと視覚を害

したがって、2項は規制の必要性和合理性を厳格に審査する。

1. 2項の目的は青少年の保護であり、青少年は将来の社会を担うために必要不可欠な存在であるため、かかる目的の重要である。

手段についてみると、2項の規制を受ける店のうち規制図書類の売上が20%を超える店は僅か10店にすぎないことからすると、規制の必要性、合理性が認められるとも思える。

しかし、2項は事業者が当該場所で規制図書類の販売を継続したいという要望を禁じる強力な制限であり、上記店が10店舗にすぎないことで、規制が正当化されるとはいえない。

また、4項の隔壁措置と距離制限は緩やかな手段で、目的を達成できるから、2項は手段について違憲である。

（第 問）

1 (3) 8条1項、4項は 規制図書類の販賣に對し 青少年の健全育成を
2 思わぬところで規制図書類に接触しないようにする利益が寓これる弊害を
3 防止するための 消極目的の規制といえ、立法裁量はおおくない。これ
4 1項の規制は 個人の努力では いかんとしがため 条件を課すことで規制
5 態様を厳しくすることも可能である。1項は 規制の 必要性・合理性を
6 厳格に審査する。

7 4項の規制は 隔壁措置を義務付けること、費用はかさまが 事
8 業者の努力で 解決できるため、規制が緩やかである。

9 しかし、かかる措置をとるためには、多額の費用を要すると思われ、これは
10 個人の努力では いかんとしがため 条件を課すものというべきである。

11 したがって 4項も 1項と同様の基準で 審査する 必要あり。
12 1 目的は 前記のとおり、2つとも重要である。

13 う 8条1項は 日用品を 買いに來る 青少年や 18才以上の者が 規制
14 図書類を目にしないという 効果があり、実効性が認められる。

15 したがって、上記2つの目的を達成するには、4項の 隔壁措置で足りると
16 考える。

17 したがって 1項は、手段が違憲である。

18 8条4項は、隔壁措置を義務付けることで 規制図書類を 青少年
19 や 18才以上の者が 目にしないという 効果があり、合理的 手段である。

20 ここで、目的達成のためには、費用のかさむ 隔壁措置ではなく、
21 立ち入り注意等の 警告表示で 足りるとの 反論が 考えられる。

22 しかし、上記警告では、これに 反つたが、 売りに場に 立ち入ること 否定
23 できない。したがって 1項は 手段も 合憲である。 以上

(第1問)

第1 規制の対象となる図書類の範囲

1. 本条例案は、後述のように憲法21条1項で保障される表現の自由を制約するため、その条文は憲法効果除去のため明確ではないとされている。加えて、違反者への刑事罰をも定めている(15条)ため、刑罰法規としての明確性も要求される(憲法31条)。

2. 法令が明確かつ、憲徳島市公安条例事件判決がいう、通常の判断能力を有する一般人の理解に及び、具体的場合に当該行為がその適用を受けたものかどうかの判断が可能ならしめるものという基準が読みとれる(25)と判断する。

3. 本条例案7条は、どのような場合に「殊更に性的感情を刺激する」とあるが、~~具体的~~具体的な定義もなく、例示もない。これでは、文言が漠然としていて、通常の判断能力を有する一般人の理解に及ばず、具体的場合に「殊更に性的感情を刺激する」に於いて7条の規制図書類に及ぼすか判断できない。

4. よって、本条例案7条は憲法21条1項および憲法12条1項(平等)に違反する。

第2 図書類と購入する側

1. 青少年

(1) 本条例案8条3項および4項は、青少年の知子自由を侵害し、憲法21条1項に反し違憲とされないか。

(2) 知子自由については、~~上記事件は~~事林消事件判決が、~~個人~~個人の人格・思想の形成・発展に不可欠である思想・情報の自由な伝達・交渉の確保という民主社会の基本的原理を裏付けるため、必要の理由から憲法21条1項より保障されると解される。

(6) 1

(5) 2

(7) 1

(4) 2

(3) 1

（第 1 問）

1 本条例第8条3項は、規制図書類を販売・貸与することと青年
2 いに対しては一切禁止しており、同条項は規制図書類が青少年の目に触
3 ることすら制限している点で、青少年が規制図書類を入手・閲覧
4 する自由たる知る自由を制約している。(1) 1

5 (3) 知る自由は、個人の人格・思想の形成・発展に資する精神的自由であ
6 るから、重要である。また、本条例8条項、4項、は、規制図書類を入手
7 するこの目に触れる段階から規制する強か事前規制である。(12) 1
8 いうことと本条例第3項、4項の合憲性は厳格審査の基準に判断
9 されると思える。

10 しかし、青少年は、知る自由の前提となる情報識別能力が成人に比
11 べた全ではない。そこで、合憲性は成人への規制より緩やかに判断す
12 べきである。

13 具体的には、立法目的が重要で、手段が立法目的の間に実質的
14 関連性を有する限りより審査する。(18) 2

15 (4) 青少年の健全な育成を図るの目的は、青少年の柔軟性や
16 情報識別能力の全ではないことを考慮すると、青少年の今後大きく影響し、
17 青少年の知る自由を制約する目的として重要である。また、規制図書
18 を買収する成人の目に触るやうに接触しないようにする目的は、現実かつ
19 実現しており、青少年の精神的自由たる知る自由を回復するものと重要である。

20 手段としては、本条例第3項は青少年への販売・貸与を一切禁止
21 するものである。規制図書類はそのわけてついで青少年の健全な成
22 育を阻害するものであるが、上記の一切禁止や4項により目に触れておいて
23 青少年の健全な育成に資する点で手段適合性が認められるから、

7410ある → 番号の並び

（第1問）

一度表現内容を反領するに取^り消^し得^ないという不可逆性を考慮するに他のより
制限的かみ手段もよく、手段必要性が認められる（下中、上、目的の間
に実質的関連性がある）

(5) よう、中条38条3項4項は、憲法21条1項に反せず、合憲である

2. 18歳以上の人（以下「成人」）

(1) 中条38条1項、2項^{4項も}は、成人の知る自由を侵害し、憲法21条1項に
反し違憲と認められる。

(2) 中条38条1項、2項は、店舗の業務や客との距離性に関
して規制図書館類の閲覧貸与を禁止すること、成人が規制図書館類を
入手して閲覧する自由と認められている。

(3) 成人は青少年に比べて十分な情報選別能力を有するから、その知る
自由の重要性は減少せず、厳格審査により合憲性と判断される状況
から、中条38条1項、2項は成人をターゲットに据えて規制ではなく、青少年の健
全な育成との目的から必要とされる規制に合理的に及ぶ結果と見なされる。

そこで、青少年の場合と同様立法目的が重要で、手段が立法目的の間で
実質的関連性を有するかで合憲性を審査する。

(4) 青少年の健全な育成の立法目的は重要である。

手段として、その必要性で青少年の健全な育成と阻害な規制図書館
を、中条38条1項で、図書類以外に及ぼす日用品及び店舗から排除し、
同条2項で、青少年が日常生活を営む学政の付近では認めないこと、青少年の
健全な育成に資するといふ手段適合性が認められるまで、1項、2項以外
の場所であれば、成人に規制図書館類を貸与し、手段必要性の問題は認められ
ないから、立法目的の間で実質的関連性を有する。

(5) 57. 中条第1項・2項は実は21条項に反せず、合憲である

第3 図書類を販賣する店舗

1. 本条第1条第4項は、規制図書類を販賣する事業者(以下「事業者」)の営業の自由を侵害し、憲法22条1項に反しないか。

2. 選択に職業を遂行するのには、實質的に職業選択の自由を保障したにほかならぬから、営業の自由も職業選択の自由も含括憲法22条1項により保障され、解する

本条第1条第5項は、各項で規制図書類を事業者が販賣・貸与することを禁止・制限しており、事業者が規制図書類を販賣・貸与する自由をいう営業の自由を制約している。

3. 職業選択の自由の規制の程度は、憲法第21条第1項の徹底的に、規制の態様・目的を考慮し当該規制に関する立法府の裁量の狭小性を明らかにするににより、これを許すべしである。

1項所定の店舗で規制図書類を販賣しているのは4分の1に十分少数に過ぎず、その売上げが、売上全体の10%以下に過ぎないから、その集約効果も定かでない。2項所定の店舗区域が市内に占める面積も20パーセント程度と大々しい。さらに、規制区域の700店舗のうち、規制図書類を販賣するのは150店舗と少なく、さらに売上全体の20パーセントを占めるのは15分の1の10店舗しかなく、そうすると本条第1条第5項に反し、減らすに営業の幅がせばまるという点においては、制約がイミットに過ぎない。

また青年の健全な育成は専門機関の判断と要する性格は別から、立法府の裁量は下としている。

そこで、本条第1条の憲法適合性は、立法府の正当な利益

第

問

あつたといふ事

店舗の出入り口と接している

39/8
37/8
40/8

1 の保護にあり、かつ、年齢が同一の範囲で合理的関連性がある場合は
2 を調査する。

3 4 青少年の健全な育成の目的は正当な利益保護にあるといえる
4 項所定の店舗の規制は、青少年と規制図書等が離れる
5 手段の関連性があり、規制に必要と認められる限り、合理的
6 から、合理的関連性がある。

35/0
38/0
36/0
39/0

7 項所定の店舗は、青少年が通る通う学校から規制図書等を
8 離れると関連性がある。店舗の規制は、青少年が学校から
9 合理的関連性がないと認められる。しかし、影響を受ける店舗は
10 ない。6.4項の指示があるから、反論はあらず、合理的関連
11 性がある。
12 職業差別の自由を一切に否定する

13 5. 50. 条例案8条項の4項は憲法22条1項に反する
14 点である。

以上

(第 1 問)

(第 問)

第1 明確文面審査

1 本件条件は、7条で規制図書類を定義し、8条でこれらの販売等を制限して、15条には罰則を規定している。以下通り、憲法21条1項で保障された知る自由を制約するものであるが、表現の自由に対する規制については、恣意的な適用を排除して国民の自由保障を図り、縮減効果を除去するため、明確性が要求される。

2 判例は、明確性について、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的な状況の下で当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能ならしめる基準が読みとれるかという基準を用いている。

3 本件条件7条は、規制対象について「性的感情を刺激する」の文言を用いているが、(1)(2)で「具体的な表現内容」を述べられており、

1 一般人の理解において明確性に欠けるとは言えない。

2 ~~上記と同趣旨より、明確性は満たされても、本来規制すべきでないものが規制対象に含まれている場合も、~~

第2 知る自由について

1. 本件条件の ~~本条件~~ 知る自由に対する規制

(1) 憲法21条1項は「表現の自由」を保障している。表現の自由とは、自己の意見や思想を表現形成するため、民主主義の代議不可缺なものであると云う。

これらの効果を発揮するには、受け手の自由も保障されなければならない。よって、情報摂取の自由も、国民の知る自由として、表現の自由と並んで21条1項により保障される。

(2) 本件条件は、~~7条に当たる~~ 図書類について ~~販売等~~ 販売等を禁止するものであるから、知る自由を制約する。

(3) 知る自由は、国民の人格的発展に欠かすべからざる重要なものであり、本件条制は7条に当たる図書類という表現の内容面に直目した規制であるから、内容規制という態様からして厳格に審査すべきとも思える。

不要 A市は、本件条制の目的である青少年の健全な育成という性質からして、厳格な審査はされるべきではないと反論することが考えられる。

知る自由が広く保障されるのは、情報採取において受け手の側の判断力に判断能力等が前提となっていることである。未成年はこれに未熟である。とりわけ、未成年の知る自由は成年のものとは比べて保障の程度は低くなるというべきである。

第

12 したがって、合憲性の判断においては、目的が正当で、手段が目的達成のために他より制限的でない他の手段がない場合、たとえ厳格に審査すべき。

問

1 (4) 本件条制の目的は、青少年の健全な育成であるが、多感な時期の未成年にとり、この種の情報採取はその後の人格形成や生活に大きく影響するから、目的は正当である。

15 5条3項は、未成年に対する規制図書の販売又は貸与を全面的に禁止するものである。この規制によれば、青少年が、性的な図書等に接触する機会を、少なくとも彼らの能動的行動によりは排除でき、目的達成に資する。もっとも、8条の規制の態対象は、7条の規定から、成人向けの図書だけでなく、一般の雑誌等も含んだものである。漫画やアニメなどの絵による描写も含まれている。要件に該当する図書類を自動的に規制対象とする包括指定の方法だけでなく、個別指定という手段もあり得ると思われ得る。しかし、A市内という広い範囲で個別指定による規制手段をとると、規制の潜脱が容易に結果を得られ、いかに考えられる。

23 よって、手段の正当性他に比べてより制限的でない手段があるといえる。憲法21

この基準を用いる場合は、基準は違反でなく

第

問

条項に反しない。

2. ~~未成年~~の知る自由について

§ I, II, IV (2) 〇

内容中と規則

(1) 1のとおり、知る自由は保障される。

(2) 本件条例は、~~未成年~~日常品等の販売店で規制図書類を~~購入~~こと
が~~できる~~なるという結果をもち、成年の知る自由を~~制約~~する。

(3) ~~未成年~~は青少年と比べて、知る自由の前提となる能力^ばを有しており、その保障の
程度は高い。本件条例で規制されるものは、~~通常~~成年^者が自己の判断で得るこ
とができる情報である。また、~~本件~~目的^るから、例外的に許されるべきとも思
える。これに対し、成年は書店やレンタルビデオ店などでの購入は規制されず、自由に行
うことができるため制約は小さいと反論^{あり}をなされる。A市の反論の通り、成年は

青少年と異なり、規制場所^{以外}では対象図書等を購入する^{こと}ができる。成年の
知る自由の制約は、青少年の保護を目的とした手段により生ずる^{間接的}な制約に
すぎない。

よて、目的が重要であり制限が~~ない~~他の手段^{がない}といえる場合、合憲と見る^{こと}とする。

(4) 本件条例は、見たくない性的な図書類~~を~~目に入^りて不快である等の
市民からの意見も~~も~~反映され、1条で、性風俗に係る~~もの~~な市民の価値観
の尊重も目的として~~設~~考げられている。市内にはマンションや団地、住宅地が多く、
子供が多い世帯が多数居住しており、生活の中でそのような図書類が^思わぬ
ところ^で目に入る^{こと}のないようにすることは、市民の生活の^{向上}としても重要である。
また、青少年の保護により、健全な育成^{への影響を排除する}を~~行う~~ことは、^{この}市民の世代のために
必要^{なもの}がある。

よて、目的は重要である。

第 1 問

(5) 8条1項は該当店における規制図書類の販売等を禁止している。日常、日用品を販売する店には、子どもや学生が親などと一緒に来店し、そのついでにほかにも、買い物の途中で目に入ってしまうことが生じり、これらの場合における販売等を禁止することは、目的に資する。そもそも、7条の規制対象は、漫画やアダルトな絵画や写真など、雑誌等も含まれている。日用品を販売する店では、他にとりより制限的手段があまりない。8条1項以外の店では、他の商品と区別を設けて陳列すること、規制図書類の陳列場所であることと表示することなどが要求されている。日用品の店であっても、販売等そのものを全面禁止するのは、店が陳列している場所、目に入ることはない。同様の手段で足りると思われる。よって、手段は正当化されない。

(6) よって、成年の知る自由と~~知る~~侵害し違憲である。

第3 販売者の自由

1. 職業選択の自由が8条1項で保障されると、選択した職業を遂行する自由も保障されなければ意味を失いかねないため、営業の自由も職業選択の自由に含まれるものとして同条で保障される。

2. 案件条件8条各号は、各店舗での規制図書類の販売等を規制し、各店舗の事業者の営業の自由を制約している。

3. 職業は、社会関連性が強く、他の権利や社会政策、~~安全~~利益との衝突が避けられない。公益上の福祉に必要は制限に服する。営業の自由についても、制約が認められれば、制約の目的は、消極的なものから積極的なものまで様々であり、場合によっては認められる。よって、目的二分論はとらず、規制の態様、規制の目的を考慮し、当該規制に対する立法府の裁量を尊重し、明らかに~~は~~基準をすべきである。

店舗への入店を禁止する

4. 規制の目的は、青少年の健全な育成と、性風俗に係る善良な市民の価値観の尊重である。規制の態様とは、販売等の一切の禁止を含むもの。勾括指定の方法により、7条の対象を含む全ての図書類に規制されることにはなるが、他のものの販売等は自由にでき、対象物としてそれほど強いものとはいえない。規制について、専門技術的的判断が必要とされるものでないものの、規制の態様をさらに強くなく、営業活動の態様・内容を超えて狭義の職業の自由への制約とみなすことがない。裁量と尊重すべき要請が強い。

第

問

した上で、本件条例の趣旨には、立法目的が正当な利益の保護にあり、かつ手段が立法目的との間に合理的関連性がある点により、比例原則に適合する。

1. ④ 立法目的は、前項のとおり正当である。販売等による売上減少は、目的達成に資する。また、禁止される。その中に含まれる売上減少は、販売等によるものであり、日用品等の他の商品に売上を上げることができなくなるため、失われる利益は大きい。よって、合理的関連性がある。

⑤ 8条2項は、学校等から200メートル以内の店舗における販売等を禁止する。学生が学校の帰り道に立ち寄り、たばこに手にとり機会を排除して目的達成に資する。また、たばこに、規制図書等を販売するには、移動が必要となるが、条例は、原則1条で6月の期間に施行までに確保されているため、その間に他の商品等に入れ替える等の対応ができる。よって、移動を必要としない等の不利益を主張することはなく、手段が合理的関連性がある。

(第 1 問)

1	8条3項(2) ¹ ² ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³
2	8条3項(2) ¹ ² ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³
3	同条2項(2) ¹ ² ³ ⁴ ⁵ ⁶ ⁷ ⁸ ⁹ ¹⁰ ¹¹ ¹² ¹³ ¹⁴ ¹⁵ ¹⁶ ¹⁷ ¹⁸ ¹⁹ ²⁰ ²¹ ²² ²³
4	ことにより、そのうちには大規模な工事によらずとも良しと解される。
5	よって、過度な負担とはならず、合理的関連性がある。
6	6. したがって、本件条例は販売者の自由を侵害せず、 合致 22条1項に反しない。
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	